

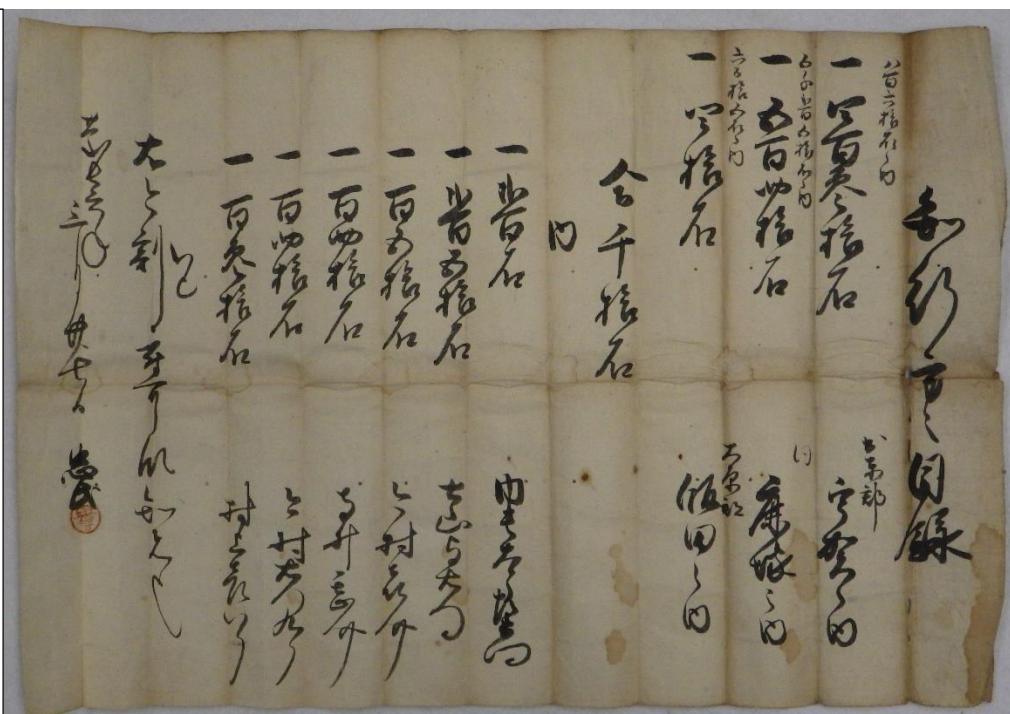
新発見！堀尾忠氏知行目録と金地院崇伝書状

●堀尾忠氏知行目録 (縦 31.4×横 44.9 cm 1枚)

1600年9月15日の関ヶ原の戦に際し、徳川方に属して活躍した堀尾忠氏（堀尾吉晴の子）は、その功績により浜松12万石から出雲・隠岐両国24万石の領主として年の末ごろに入部し、ここから松江藩が始まりました。

今年8月に購入した「堀尾忠氏知行目録」は、堀尾家の家臣団に対し分け与えた土地の場所と石高を忠氏の名で示しています。日付は1601年3月27日、関ヶ原の戦から半年もたたないうちに出されたもので、堀尾忠氏による出雲国・隠岐国の統治が始まったことを示す重要な史料になります。

また、忠氏は1604年に28歳で急死したため、忠氏が出した文書は非常に少なく、忠氏の知行目録としては唯一残っているものです。



(要旨)

出東郡宇賀村の内四三〇石、同郡鹿塚村の内五四〇石、大原郡飯田村の内四〇石の合わせて一〇一〇石

この内、二〇〇石を内貴太郎左衛門尉、二五〇石を土山与右衛門尉、一五〇石を今村喜介、一四〇石を寺井甚介、一四〇石を今村右門九郎、一三〇石を村上彦八郎へ、この通りに分け与えます。

一六〇一年三月二十七日

堀尾忠氏

知行方之目録

八百六拾石之内

出東郡

一、四百参拾石

宇賀之内

五千式百五拾石之内

同

一、五百四拾石

鹿塚之内

六百拾五石之内

大原郡

一、四拾石

飯田之内

合千拾石

内

一、貳百石

内貴太郎左衛門尉

一、貳百五拾石

土山与右衛門尉

一、百五拾石

今村喜介

一、百四拾石

寺井甚介

一、百四拾石

今村右門九郎

一、百参拾石

村上彦八郎

以上

右令割符可領知者也、

慶長六年

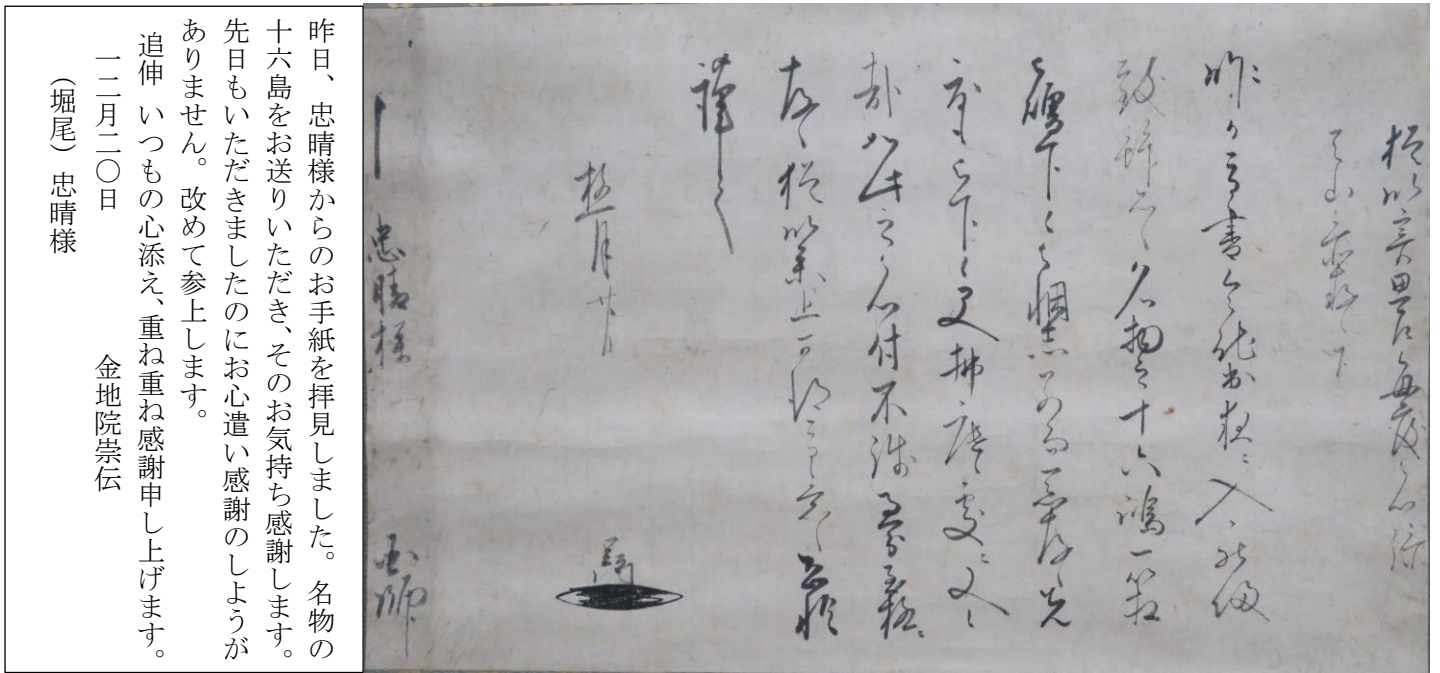
三月廿七日

忠氏 (朱印「誉」)

徳川幕府の中枢にいた金地院崇伝(国師)から忠晴に宛てて出された書状で、忠晴から名物の「十六嶋」一箱を贈られたことに対する感謝の意が記されています。

「十六嶋」とは、出雲国の特産品であり、贈答品であった十六島海苔のことだと推定しています。また、忠晴とは十六島海苔の特産地である出雲国を領していた堀尾忠晴と推定できます。

このことから、本状は崇伝が円照本光国師の諡号を賜った 1626 年から両人が死去した 1633 年までに出されたもので、江戸初期から松江藩の贈答品として十六島海苔が使われていたことを示す重要な史料になります。



昨日、忠晴様からのお手紙を拝見しました。名物の十六島をお送りいただき、そのお気持ち感謝します。先日もいただきましたのにお心遣い感謝のしようがありません。改めて申し上げます。

追伸 いつもの心添え、重ね重ね感謝申し上げます。

一二月二〇日 金地院崇伝

(堀尾) 忠晴様

猶以寄思乍毎度御心添
天山忝存候、以上、

昨日尊書令他出夜二入罷帰

致拝見候、名物之十六嶋一箱

被贈下候御悃志別而忝存候、先

度も被下候更扨底候處二又候

哉、如此之御心付不残過分至極二

存候、猶以参上可得尊意候、恐惶

謹言

極月廿日

(花押)

(捻封墨引) 忠晴様

国師

(語句解説)

※十六島海苔(うつぶるいのり)

出雲市十六島町の岩場で採れる海苔は、古くから出雲国の名物で、江戸時代中には松江藩主から將軍家への献上品となっていたのです。また、出雲地方の正月では、昆布仕立ての吸い地に丸餅を入れ、その上に十六島海苔をのせたお雑煮を食するのが習慣でした。

※金地院崇伝(一五六九—一六三三)

江戸時代初期の僧侶で、一六〇八年に徳川家康が駿府に招き幕府の寺社行政や外交文書の作成、禁中並公家諸法度などの制定にも関与します。自らの日記『本光国師日記』には、堀尾忠晴とのやり取りが記されており、交流があったことがわかります。